特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を福井県三方郡美浜町新庄第４５号６番地に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、酒井式描画指導法をはじめとする多様な指導方法の研究及び実践を通して児童生徒の豊かな表現力と創造性を育み、教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（２）子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

（１）酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業

（２）酒井式描画指導法等普及啓発事業

（３）児童向け絵画教室の開催事業

（４）授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込方法により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会の届出をしたとき。

（２）本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

（３）除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既に納入された入会金及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第 13 条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事 ３人以上５人以内
（２）監事 １人以上２人以内
２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。
２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
３　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
５　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）職務の遂行に堪えないと認められるとき。
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）
第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職員）
第20条　この法人に、必要に応じ事務局長その他の職員を置く。
２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総会

（種別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び活動予算並びにその変更
（５）事業報告及び活動決算
（６）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（７）入会金及び会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
（９）事務局の組織及び運営
（10）その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条　通常総会は毎事業1回開催する。
2　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（2）正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（3）第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条　総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2　理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条　総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
3　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

（表決権等）
第29条　各正会員の表決権は、平等とする。
2　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的記録をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3　前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2項及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事録署名人の選任に関する事項
2　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3　前2項の規定に関わらず、正会員の全員が書面又は電磁的記録による同意の意思を表示したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）総会の決議があったものとみなされた事項の内容
（2）前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
（3）総会の決議があったものとみなされた日
（4）議事録作成に係る職務を行った者の氏名

第6章　理事会

（構成）
第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）
第32条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
（1）総会に付議すべき事項
（2）総会の議決した事項の執行に関する事項
（3）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第33条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（1）理事長が必要と認めたとき。
（2）理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
（3）第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第34条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の3日前までに通知しなければならない。

（議長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的記録をもって表決することができる。
3　前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）日時及び場所
（2）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（3）審議事項
（4）議事の経過の概要及び議決の結果
（5）議事署名人の選任に関する事項
2　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章　資産及び会計

（資産の構成）
第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（1）設立当初の財産目録に記載された資産
（2）入会金及び会費
（3）寄附金品
（4）財産から生じる収益
（5）事業に伴う収益
（6）その他の収益

（資産の管理）
第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）
第42条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第43条　第42条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第44条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第45条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経な

ければならない。
2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第47条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を得なければならない。
（1）目的
（2）名称
（3）その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
（4）主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（5）正会員の資格の得喪に関する事項
（6）役員に関する事項（定数に係るものを除く）
（7）会議に関する事項
（8）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（9）残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
（10）定款の変更に関する事項

（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（1）総会の決議
（2）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（3）正会員の欠亡
（4）合併
（5）破産手続開始の決定
（6）所轄庁による設立の認証の取消し
2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会が決議した団体に譲渡するものとする。

（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告（法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告含む）は、この法人のホームページに掲載して行う。
2　解散や合併等に伴う公告は官報に掲載して行う。

第10章　雑則

（細則）
第54条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
　理 事 長　森本 和馬
　副理事長　寺田 真紀子
　理　　事　上木 信弘
　理　　事　野村 尚也
　監　　事　三浦 容子
3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2028年5月31日までとする。
4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5　この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から2027年3月31日までとする。
6　この法人の設立当初の入会金は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
　正会員　入会金　1,000円
　賛助会員　入会金　0円

役　員　名　簿

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

役　名	氏　名	住　所　または　居　所	報酬の有無
理事長	もりもと　かずま 森本　和馬		無
副理事長	てらだ　　まきこ 寺田　真紀子		無
理　事	うえき　のぶひろ 上木　信弘		無
理　事	のむら　なおや 野村　尚也		無
監　事	みうら　ようこ 三浦　容子		無

理事数4人　　監事数1人　　役員総数5人

報酬を受ける役員数0人

設 立 趣 旨 書

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

1　法人の設立の経緯や動機または法人格が必要となった理由

近年、学校教育を取り巻く環境は大きく変化している。児童一人ひとりの個性や感性を尊重し、自ら考え表現し、創造する力を育む教育、特に図画工作科における「作ることの楽しさ」を実感させる学びの重要性が高まっている。しかし、学校現場では、教員の多忙化により、図工授業の改善に向けた専門的な研究や研修の時間を確保することが難しい。その結果、教員個人の指導経験や力量に授業の質が依存し、図工指導に関する専門的な知見の共有が十分に図られていないという課題を抱えている。

こうした課題意識から、私たちは酒井式描画指導法をはじめとする多様な指導方法の研究と実践を中心として、児童の豊かな表現力と創造性を育む活動を展開してきた。具体的には、図工授業に関するセミナーの開催、オンラインによる学習会の実施、SNS やホームページ等を通じた情報発信などを継続的に行ってきた。これらの活動を通して、地域や学校の枠を超えて教員同士が学び合い、図工教育の質の向上を目指すネットワークを広げてきた。その中で、質の高い図工教育の実践を特定の学校や個人の取り組みに留めるのではなく、より広く社会全体に継続的に普及させることこそが、現代の教育課題を解決する鍵であると考えるようになった。これが本法人設立の最も強い動機である。

この教育支援活動を、継続的かつ広範な社会貢献事業として発展させるためには、任意団体として活動を続けることに限界があると感じ、活動の公共性と透明性を確保し、広く社会的な信頼を得る基盤が必要であると考えた。

特定非営利活動法人であれば、その事業活動の実績や経営状況などが、内閣府のホームページで公開されていることなどにより、活動内容が多くの方に周知されること、活動の透明性が確保されることなどにより、広く社会的な信頼を得ることができる。

そこで、我々は、特定非営利活動法人として法人格を取得することとし、そのことによって、行政や教育関係機関、地域社会との連携を円滑にし、安定的かつ持続的な教育支援活動の基盤を強化できる。そして、地域や学校の枠を超えて、すべての子どもたちに質の高い学びの機会を提供し、教育文化の向上に寄与できるものである。

2　法人の目的

本法人は、酒井式描画指導法をはじめとする多様な指導方法の研究及び実践を通して児童生徒の豊かな表現力と創造性を育み、教育の充実と発展に寄与することを目的とする。

3　２の目的を達成するための特定非営利活動

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

4　2の目的を達成するための特定非営利活動に係る事業

(1) 酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業

(2) 酒井式描画指導法等普及啓発事業

(3) 児童向け絵画教室開催事業

(4) 授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業

5　主な事業およびその事業が営利を目的とせず、不特定・多数の利益に寄与する説明

本法人は、児童の豊かな表現力と創造性を育むことを目的とし、図工教育の充実を図るため、以下の事業を実施する。

まず、学校現場における図工教育の質的向上を目的とした、指導者を対象とする研修事業に注力する。具体的には、授業技量および教育技術向上のための研修会事業を実施し、指導者の専門性強化を図る。このうち、本法人の中心となる知見として、酒井式描画指導法に関するセミナーの開催を重点的に行い、実践的な指導技術を広く共有する。

次に、児童向け絵画教室の開催事業を実施する。これは、子どもたちに絵画や造形活動に親しむ具体的な機会を提供することで、自ら考え、表現し、創造する力を育成することを目的とする。

さらに、普及啓発事業を行う。教材や指導資料の提供、ホームページ等による情報発信を通じて、図工教育の実践方法を広く社会に伝える。この活動に付随して教材等の頒布を行う場合もあるが、これはあくまで普及啓発を目的として行うものである。

以上のセミナーへの参加費、絵画教室の参加費、教材の頒布価格等、いずれも実費相当分の価格とするため収益を生じないが、仮に収益が生じたとしても、その収益はすべて本法人の社会貢献活動の運営に充当するものである。

そして、本法人が行う事業は、特定の学校や会員のみを対象とするものではなく、地域や立場を問わず、不特定かつ多数の児童、教員、教育関係者が公平に参加・活用できる形で実施する。これにより、図工教育を通じた学びの機会を広く社会に提供し、教育文化の向上に寄与するものである。

6　法人設立の意思表明・決意

私たちは、図工教育を通じて子どもの表現力と創造性を育むという使命を持ち、この活動を社会に貢献する事業として続けるため、関係者が協力し合い公共性と透明性を備えた組織として、「特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会」を設立することをここに決意する。

本法人は設立にあたり、法令を厳格に守り適正な運営と健全な会計処理を行うことを誓う。社会から信頼される団体となるよう努め、図工教育を通じた社会貢献活動を着実に進めていく。

令和８年度事業計画書

法人成立の日から令和９年３月 31 日まで

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

1　事業実施の方針

本法人設立初年度として、これまでの研究会参加者や賛同者を中心に、酒井式描画指導法の普及活動を重点的に行う。オンラインおよび対面によるセミナーを実施し、安定した運営体制の構築を図る。

2　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額（千円）
酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業	教員向けセミナー	２月	オンライン会場	３名（公立小学校教諭）	教育関係者各回 30 名	45　千円
酒井式描画指導法等普及啓発事業	教材や資料の販売 セミナー映像の販売 ホームページの運営 WEB 展覧会の実施	通年	本法人の HP 等を利用して実施	３名（公立小学校教諭）	教育関係者 20 名	10　千円

（法第10条第１項第８号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

設立当初の事業年度　活動予算書

法人成立の日から令和９年３月３１日まで

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	14,000		
賛助会員受取会費	0		
		14,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4 事業収益			
酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業	60,000		
酒井式描画指導法等普及啓発事業	40,000		
児童向け絵画教室の開催事業	0		
授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業	0	100,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			114,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝金	45,000		
旅費交通費	0		
印刷製本費	5,660		
賃借料	0		
消耗品費	0		
通信費	4,381		
その他経費計	55,041		
事業費計		55,041	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
通信費	4,200		
事務用品費	38,000		
消耗品費	1,890		
その他経費計	44,090		
管理費計		44,090	
経常費用計			99,131
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			14,869
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			14,869

設立当初の事業年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

法人成立の日～令和9年3月31日

	科目		金額（単位：円）	算出根拠（単位：円）
Ⅰ経常収益の部	受取会費		14,000	入会金 @1000円×14人＝ 14,000円
	受取寄附金		0	
	受取助成金等		0	
	事業収益	①酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業収益	60,000	参加費（オンライン）@2,000円×30人=60,000円
		②酒井式描画指導法等普及啓発事業収益	40,000	資料代 @2,000円×20人=40,000円
		③児童向け絵画教室開催事業収益	0	
		④授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業収益	0	
			0	
	その他収益		0	
	経常収益計（A）		114,000	
Ⅱ経常費用の部	事業費	①酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業費	45,000	オンライン講座講師謝礼 30,000円 事務スタッフ謝礼 @5,000円×3人=15,000円
		②酒井式描画指導法等普及啓発事業費	10,041	印刷製本費：資料印刷5,660円 通信費：郵送費2,660円、ホームページドメイン契約費 1,721円
		③児童向け絵画教室開催事業費	0	
		④授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業費	0	
			0	
		事業費計	55,041	
	管理費	人件費	0	
		会議費	0	
		旅費交通費	0	
		減価償却費	0	
		支払利息	0	
		通信費	4,200	切手代140円×30=4,200円
		事務用品費	38,000	カラープリンター38,000円
		消耗品費	1,890	A４用紙500枚690円、A４封筒100枚1,200円
		修繕費	0	
		研修費	0	
		光熱水料費	0	
		賃借料	0	
		保険料	0	
		租税公課	0	
		予備費（雑費）	0	
		管理費計	44,090	
	経常費用合計（B）＝事業費+管理費		99,131	
当期経常増減額（C）=（A）-（B）			14,869	
Ⅲ 経常外収益 計（D）			0	
Ⅳ 経常外費用 計（E）			0	
当期正味財産増減額（C）＋（D）－（E）			0	
設立時正味財産額			0	
次期繰越正味財産額			14,869	

※各事業ごとの収益・費用根拠計算を記入して下さい。
※事業費と管理費の区分をして下さい。
※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入してください。

令和９年度事業計画書

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

１　事業実施の方針

前年度の活動実績をもとに、参加者の紹介や広報活動を通じて対象を拡大し、より多くの教育関係者への普及を図る。

２　事業の実施に関する事項

(1)　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲および予定人数	支出見込額（千円）
酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業	教員向けセミナー（年５回予定）	６月 ９月 12 月 ２月	オンライン（２回）及び対面会場（東京都、大阪府各１回）	オンライン会場各回３名 対面会場各回５名（公立小学校教諭）	教育関係者各回 30 名	398 千円
酒井式描画指導法等普及啓発事業	教材や資料の販売 セミナー映像の販売 ホームページの運営 WEB 展覧会の実施	通年	本法人の HP 等を利用して実施	３名（公立小学校教諭）	教育関係者 20 名	34　千円
児童向け絵画教室開催事業	児童向け絵画教室（年１回予定）	８月	福井県美浜町	１名（公立小学校教諭）	児童およびその保護者	14　千円
授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業	授業づくり・学級経営・ICT 活用等に関する教員向け研修会の開催	11 月	オンライン	３名（公立小学校教諭）	教育関係者 30 名	55　千円

（法第10条第１項第８号「翌事業年度の活動予算書」）

令和９年度　活動予算書

令和９年４月１日から令和10年３月３１日まで

特定非営利活動法人楽しい図工授業研究会

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2.受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
		0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0		
		0	
4.事業収益			
酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業	330,000		
酒井式描画指導法等普及啓発事業	80,000		
児童向け絵画教室の開催事業	0		
授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業	120,000	530,000	
5.その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			530,000
Ⅱ 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
謝金	345,000		
旅費交通費	72,000		
印刷製本費	14,400		
賃借料	29,000		
消耗品費	11,800		
通信費	27,676		
その他経費計	499,876		
事業費計		499,876	
2.管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
通信費	0		
事務用品費	0		
消耗品費	5,000		
その他経費計	5,000		
管理費計		5,000	
経常費用計			504,876
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1.固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1.過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			25,124
前期繰越正味財産額			14,869
次期繰越正味財産額			39,993

令和９年度特定非営利活動事業費等活動予算根拠表

令和9年4月1日～令和10年3月31日

	科目		金額（単位：円）	算出根拠（単位：円）
Ⅰ経常収益の部	受取会費		0	
	受取寄附金		0	
	受取助成金等		0	
	事業収益	①酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業収益	330,000	参加費（対面会場）@2,000円×30人×２会場=120,000円（全２会場） 参加費（オンライン）@2,000円×30人=60,000円 @5,000円×30人=150,000円
		②酒井式描画指導法等普及啓発事業収益	80,000	セミナー映像配信代 @4,000円×20人=80,000円
		③児童向け絵画教室開催事業収益	0	
		④授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業収益	120,000	参加費@4,000円×30人=120,000円
			0	
	その他収益		0	
	経常収益計（A）		530,000	
Ⅱ経常費用の部	事業費	①酒井式描画指導法に関するセミナー等開催事業費	397,575	謝金：講師謝礼 対面会場 30,000円×2会場=60,000円 オンライン講座講師謝礼 30,000円×1人=30,000円 100,000円×1人＝100,000円 事務スタッフ謝礼 5,000円×16人=80,000円 旅費：講師旅費 26,000円×2会場=52,000円 講師宿泊費 10,000円×2会場=20,000円 通信費：Zoom使用料23,375円 賃借料：会場使用料13,000円×2会場=26,000円 消耗品費：画用紙20円×60枚=1,200円 文房具等5,000円
		②酒井式描画指導法等普及啓発事業費	33,701	事務スタッフ謝礼 @5,000円×3人=15,000円 印刷製本費：資料印刷14,400円 通信費：郵送費2,580円 ホームページドメイン契約費 1,721円
		③児童向け絵画教室開催事業費	13,600	事務スタッフ謝礼 @5,000円×1人=5,000円 消耗品費：画用紙20円×30枚=600円 文房具等5,000円 賃借料：会場使用料3,000円
		④授業技量および教育技術向上に関する総合的な研修会開催事業費	55,000	謝金：講師謝礼 @40,000円×１人=40,000円 事務スタッフ謝礼 @5,000円×3人=15,000円
			0	
		事業費計	499,876	
	管理費	人件費	0	
		会議費	0	
		旅費交通費	0	
		減価償却費	0	
		支払利息	0	
		通信費	0	
		事務用品費	0	
		消耗品費	5,000	インクカートリッジ5,000円
		修繕費	0	
		研修費	0	
		光熱水料費	0	
		賃借料	0	
		保険料	0	
		租税公課	0	
		予備費（雑費）	0	
		管理費計	5,000	
	経常費用合計（B）＝事業費+管理費		504,876	
当期経常増減額(C)=(A)-(B)			25,124	
Ⅲ 経常外収益 計(D)			0	
Ⅳ 経常外費用 計(E)			0	
当期正味財産増減額(C)＋(D)－(E)			0	
前期繰越正味財産額			14,869	
次期繰越正味財産額			39,993	

※各事業ごとの収益・費用根拠計算を記入して下さい。
※事業費と管理費の区分をして下さい。
※算出根拠の欄は仮の記入例としてのものであり計算基礎は各々で変更記入してください。